

食品安全委員会（第748回会合）議事概要

日 時：令和元年7月2日（火） 14：00～14：18

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 2名、一般 0名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 動物用医薬品「キシラジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、許容一日摂取量（ADI）を特定する必要はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「BML780PULm104株を利用して生産されたプルラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「BML780PULm104株を利用して生産されたプルラナーゼについては、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAo002株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「JPAo002株を利用して生産されたフィターゼについて、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。